

第11課

うそつきは許さない！

心裡留保・虚偽表示

考えてみよう いつも大きなことばかり言っているAは、飲み友達のBに、ほろ酔い気分で「あんたにオレの土地を安く売ってやるよ」と言った。Bはすっかりその気になって、翌日、さっそく銀行に土地購入資金の融資を依頼した。しかし、Aは約束をなかなか実行しないので、業を煮やしたBが「土地渡せ」と押しかけてきた。そこでAは、Bの追及をかわすため親類のCに頼んで土地の譲渡話をでっち上げた。ところがCは、土地の登記上の名義が自分に変わったのをいいことに、その土地をDに売ってしまった。

● 心裡留保はうそつきの始まり

意思表示をする者（表意者）自身が、真意でないことを知りながら意思表示をすることを**心裡留保**といいます（93条）。この場合について民法は、意思と表示とが食い違っていることを表意者自身が知っているわけですから、表示どおりの効果を認めてもよいという態度をとっています。これが前の課でも触れた表示主義です。

ただ相手方が、表意者が真意でないということを知っていたり、ちょっと注意すればわかりそうな場合まで、相手方を保護する必要はありませんから、その場合は無効とされています。

考えてみました Aは冗談のつもりでも、すっかりそれを信じたBは銀行に融資まで依頼してしまいました。ただ、Aも酔っていたわけですし、2人の関係を考えると、Bにも、またいつものクセが始まったぐらいに考える余地があったかもしれません。ここはAから土地を取り上げてしまうより、Aに対して損害賠償請求（709条）をさせて解決するのが穏当でしょう。

● 2人でつくうそが通謀虚偽表示

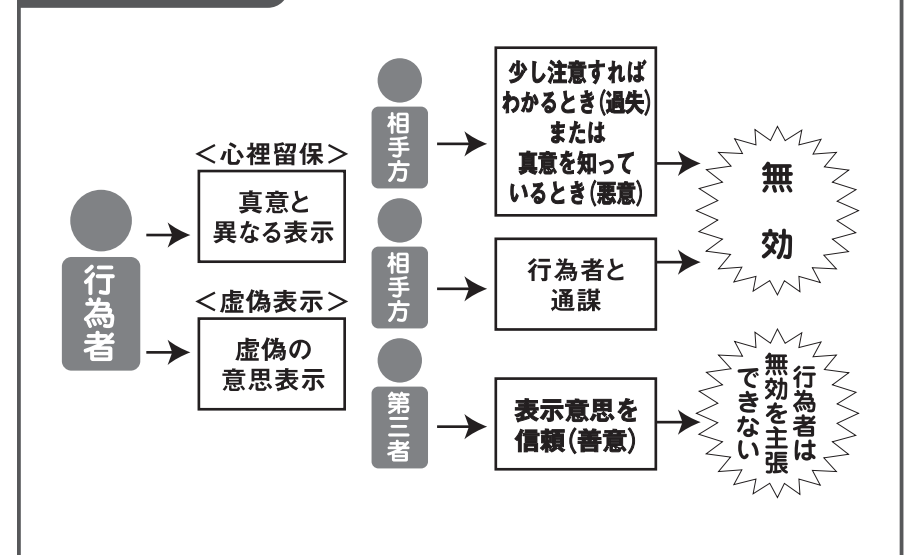
相手方と示し合わせて真意でない意思表示をすることを**通謀虚偽表示**といいます（94条）。当事者の間には、そもそも表示どおりの意思がないのですから、無効です。これは意思主義です。ただ当初、示し合わせた相手が、あとで裏切った場合には少々やっかいなことになります。

虚偽表示の場合には、当事者間（上の例ではAC）の虚偽表示を知らないで取引関係（法律行為）に及んだ第三者（D）に虚偽表示による無効を対抗（主張）できません。当事者間の虚偽表示の場合には効力がありませんから、当然のことながら、AからCへの土地譲渡は最初からなかったも同然です。ですから、Cには問題の土地の所有権はなく、AはCに対して土地の返還を求めることができます。

しかしCは、Aの土地をDへ転売してしまいました。ここでDが、AとCの間の譲渡が虚偽表示であることを知らなければ（つまり善意であれば）、第三者Dは外観を信頼して取引したわけですから、有効にその土地の所有権を取得できるのです。つまり、AとCの間の売買契約は、ADとの関係では有効になされたものとして扱われる、ということです。これが「虚偽表示の無効は、善意の第三者に対抗できない」という意味です。

だから、AがDに「実はCへ土地を売ったというのは作り話なんだ、だからおれに土地を返してくれ」と頼んでもムダです。

イメージ・



ここがポイント

● 取引の安全をはかる外観法理

真の権利者が、自分以外の者が権利者であると一般的に思われる状況（外観）を作り出したときは、それを信頼した第三者は保護されるべきだ、という原則を表見法理あるいは**権利外観法理**という。自らそのような状況を作った権利者は、その権利を失ってもやむを得ないというわけである。民法には、権利外観法理に基づく規定が他にもいくつかみられる。また、厳密には通謀虚偽表示ではないが、これと似たような状況の問題に関しては

94条2項と同様の判断（類推解釈）をするという形で、外観法理が適用される場合も多い。外観法理は、取引の安全を保護する制度である。

● 善意・悪意

善意とは、ある事実を知らないこと、悪意とは知っていること。道徳的な善悪をいうわけではない。

● 対抗する

主張すること。